

神戸地方検察庁による

福知山線脱線事故に関する JR 西日本幹部起訴についての三組合共同見解

本日、15時、神戸地方検察庁が JR 西日本代表取締役社長山崎正夫氏に対して業務上過失致死傷罪による在宅起訴を発表しました。

今回の地検の起訴に際して、私たち三組合の認識は起訴、不起訴に関わらず、JR 西日本が福知山線脱線事故の重い責任を受け止めなければならないことは事故から4年を経た今日も、そして今後も変わることはないと考えています。

また、私たち三組合としては、今回の起訴の内容に対して直接的コメントを発する立場にあるものではなく、検察をはじめ司法の判断を重く受け止める立場にあると認識しています。

事故発生の原因に関して、当時の経営幹部に刑事罰に相当する過失があり、起訴されたということは JR 西日本に働く者にとっても、極めて重大な判断が下されたものであり、起訴された者のみならず、JR 西日本に働く者として、起訴事実をしっかりと受け止め、JR 西日本の社会的な信頼回復に向け今一度、気持ちを引き締め、「安全基本計画」に基づき、安全輸送の確立に向け、日々の業務に取り組んでいかなければならないとあらためて肝に銘じるものです。

また、起訴された山崎社長に対しては最終的に公判において判断がなされると考えますが、私たち三組合としては、安全輸送の確立と安全基本計画の着実な取り組みを図るため、JR 西日本の変革を推進し、健全な企業運営を行う経営体制の早期構築を強く要請するものです。

2009年7月8日

西日本旅客鉄道労働組合
中央執行委員長
倉橋 源太郎
国鉄労働組合西日本本部
執行委員長
田中 守
建交労 西日本鉄道本部
執行委員長
山口 一夫